

[トップページ](#) > [税制](#) > [わが国の税制の概要](#) > [消費税、酒税など（消費課税）](#) > インボイス制度の改正案について

インボイス制度の改正案について

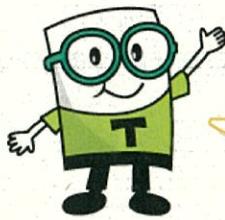
いいね！ 153

ツイート

事務負担軽減?
補助金も?

税負担軽減?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です！そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減？

インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ？

登録申請、4月以降でも大丈夫？

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金？

少額取引はインボイス不要って？

少額な値引き・返品は対応不要？

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減？

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます！

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方）

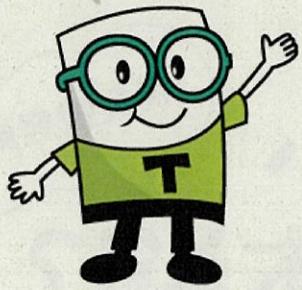
対象となる期間

令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

事例

売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!



実額計算の場合▶

$$70\text{万円} - 15\text{万円} = 55\text{万円}$$

簡易課税の場合▶

$$70\text{万円} - 35\text{万円}^* = 35\text{万円}$$

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合 ▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる 売上・収入を税率毎（8%・10%）に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります！

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です！

▶詳しくはこちら

補助金の拡充や事務負担の軽減措置について

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ？

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます！

対象 小規模事業者

補助上限 50～200万円（補助率2/3以内）※一部の類型は3/4以内

▶ **100～250万円**（インボイス発行事業者の登録で50万円プラス）

補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



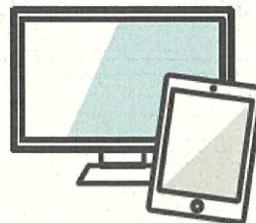
中小事業者向け 会計ソフトに補助金？

IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました！

対象 中小企業・小規模事業者等

補助額
ITツール ~50万円（補助率3/4以内）、50~350万円（補助率2/3以内）※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ~10万円（補助率1/2以内）
レジ・券売機等 ~20万円（補助率1/2以内）

補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウェア購入費等

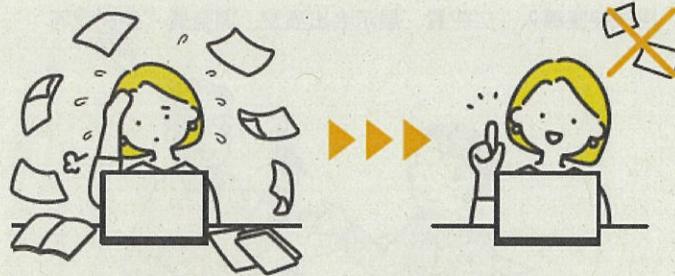


中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って？

1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります！

対象になる方 2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人は1～6月）の課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日～令和11年9月30日



▶詳しくはこちら

すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要？

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります！

振込手数料分を値引処理する場合も対象です！

対象になる方 すべての方

対象となる期間 適用期限はありません。



▶詳しくはこちら

すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫？



大丈夫です！4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です！

▶詳しくはこちら

▶登録申請書の令和5年4月1日以後の提出について（国税庁HP）

■ 詳しくはちらまで

▶インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答(PDF:809KB)

▶インボイス制度を詳しく知りたい方へ（国税庁HP）

- ・インボイス制度特設サイト
- ・インボイス制度の説明会等をオンラインや税務署等にて開催しております
- ・YouTube国税庁動画チャンネル 「分かりやすく教えて！消費税！インボイス塾！」

▶免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & Aについて

▶持続化補助金・IT導入補助金について（令和4年度第2次補正予算・令和5年度当初予算案関連）（中小企業庁HP）

- ・持続化補助金（PDF）
- ・IT導入補助金（PDF）

■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

 0120-205-553 フリーダイヤル（無料）

受付時間 9:00から17:00（土日祝除く）

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

© Copyright 財務省

◀ 財務省ホームページトップへ戻る

財務省

国の信用を守り、
希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

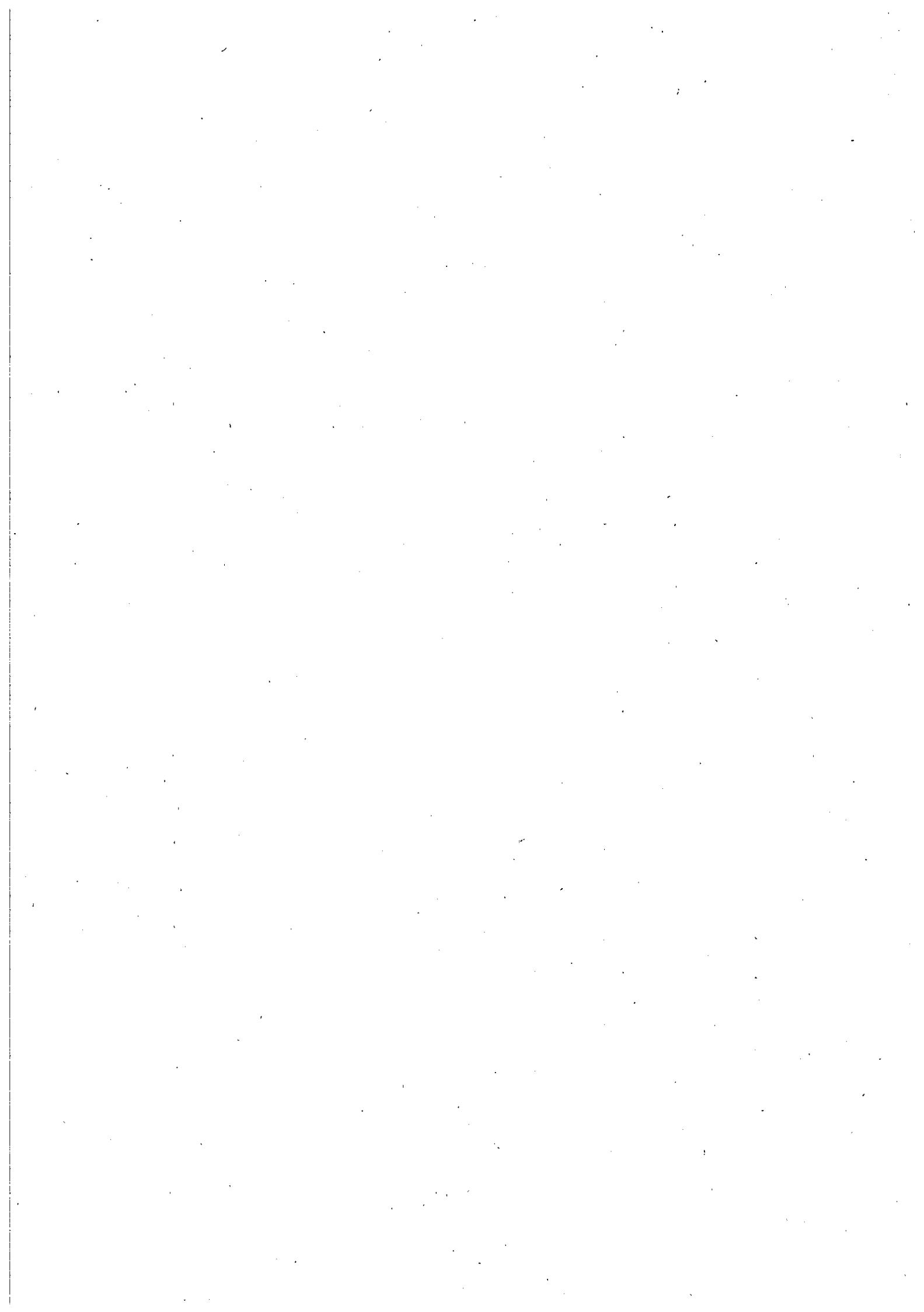
Ministry of Finance, JAPAN

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話番号：03-3581-4111（代表）

法人番号 8000012050001

Copyright © Ministry of Finance Japan. All Rights Reserved.





[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [税目別情報](#) / [消費税](#)

/ [消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）](#)
/ [適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）](#) / [申請手続](#)

申請手続

登録申請書の令和5年4月1日以後の提出について

令和4年12月23日に「令和5年度税制改正の大綱」が閣議決定され、インボイス制度について、以下の方針が示されました。

- 「令和5年度税制改正の大綱」の抜粋

四 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

(国 税)

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

(省略)

(2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

(3) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。

(省略)

(4) 適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しを行う。

(省略)

(注) 上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

施行日（令和5年10月1日）に登録を受けようとする事業者が申請期限である令和5年3月31日後に提出する登録申請書の取扱いについては、この閣議決定に基づき、当該事業者が令和5年4月1日以後に困難な事情の記載がない登録申請書が提出されたとしても、令和5年9月30日までの申請については、インボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録されることとなります。

なお、インボイス制度への対応には事業者の皆様において各種準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなりますので、登録をお決めの方はお早めの申請をおすすめします。

(注) 免税事業者の方が令和5年10月2日以後の日の登録を希望する場合には、登録申請書に登録希望日を記載する必要があります。

※ 登録申請書を提出した日における平均的な登録処理期間については、[こちら\(PDF/109KB\)](#)をご参照ください。

インボイス制度の開始に伴い、事業者の方が適格請求書（インボイス）を交付するためには、納税地を所轄する税務署長に対して登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者になる必要があります。

税務署における審査を経て、適格請求書発行事業者として登録された場合、「登録通知書」（登録番号や公表情報等が記載されています。）を送付します。

e-Taxによる登録申請手続

登録申請手続等は、「e-Taxソフト」のほか、パソコンを利用して申請する「e-Taxソフト(WEB版)」及びスマートフォンやタブレットを利用して申請する「e-Taxソフト(SP版)」により行うことができます。

「e-Taxソフト(WEB版)」及び「e-Taxソフト(SP版)」による申請については、画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用していますので、ぜひ、e-Taxをご利用ください！

詳細は、「[登録申請手続におけるe-Tax対応の概要/PDF328KB](#)」をご確認ください。

【事前に準備が必要なもの】

- 電子証明書（マイナンバーカード等）
- 利用者識別番号等(※)

※ 「e-Taxソフト(WEB版)」及び「e-Taxソフト(SP版)」で取得することも可能です。

【「e-Taxソフト(WEB版)」及び「e-Taxソフト(SP版)」】

「e-Taxソフト(WEB版)」及び「e-Taxソフト(SP版)」を利用して登録申請手続を行う場合は、以下のリンクからご利用できます。

[e-Taxソフト\(WEB版\)へ](#)

[e-Taxソフト\(SP版\)へ](#)

※ e-Taxソフト（SP版）は、国内の個人事業者の方のみご利用できます。

【操作マニュアル】

「e-Taxソフト(WEB版)」及び「e-Taxソフト(SP版)」を利用した場合の操作方法等は以下のマニュアルをご確認ください。

(事業者自身で登録申請を行う場合)

[適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（e-Taxソフト\(WEB版\)）\(PDF/4,661KB\)](#)

[適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（e-Taxソフト\(SP版\)）\(PDF/5,353KB\)](#)

※ 個人事業者の方へ

Web-TAX-TVの「[適格請求書発行事業者の登録申請はe-Taxで！](#)」でe-Taxソフト(SP版)（スマホ版）を実際に操作し、登録申請手続を行った場合の動画を掲載していますのでご覧ください（約17分）。

(税理士の方が代理送信を行う場合)

[適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル～e-Taxソフト\(WEB版\)ver.～<税理士の代理送信版>\(PDF/3,779KB\)](#)

(参考) メールアドレスの登録方法

登録申請時にe-Tax（電子データ）による登録通知を希望された場合は、「送信結果・お知らせ」の「通知書等一覧」に登録通知データが格納されることとなります。

事前にメールアドレスを登録（最大3つ登録が可能）しておくことで、「送信結果・お知らせ」の「通知書等一覧」に格納されることをお知らせするメールを通知しますので、事前に登録することをお勧めします。

[メールアドレス登録方法 \(PDF/1,986KB\)](#)

登録申請手続のe-Taxに関するよくある質問

登録申請手続に関するよくある質問については、以下をご確認ください。

【事業者の方向け】

[登録申請手続のe-Taxに関するよくある質問 \(PDF/590KB\)](#)

【税理士の方向け】

[e-Taxソフト\(WEB版\)を利用した代理送信に関するよくある質問 \(PDF/606KB\)](#)

電子データによる登録通知

e-Taxで登録申請された方は、「登録通知書」を電子データで受領することができます。電子データで登録通知を希望される方は、「e-Taxソフト(WEB版)」又は「e-Taxソフト(SP版)」での登録申請時に「電子データで受け取りを希望するか」の質問が表示されますので、「希望する」を選択してください（「e-Taxソフト」の場合、申請様式上の希望欄で「希望する」を選択してください。）。

「登録通知書」には、令和5年10月以降、インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データで受け取ることをお勧めしております。

【マニュアル】

登録通知をe-Tax（電子データ）で受領することを希望された場合、税務署からの登録通知データの格納後、確認していただくこととなります。確認に当たっては、以下のマニュアルをご参照ください。

[登録通知データ確認マニュアル\(PDF/2,457KB\)](#)

※ 確認方法は、e-Taxソフト（WEB版）を利用した場合で説明しています。

【リーフレット】

電子データで登録通知書を受け取るメリットの詳細については以下のリーフレットをご参照ください。

[「データ」で受け取ると「画面」に比べてこんなに便利！！\(PDF/213KB\)](#)

[「データ」で受け取るとみんなペーパーレス！！\(PDF/145KB\)](#)

登録申請等様式

登録申請等様式は以下のリンクからご確認いただけます。

[適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）](#)

[適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）](#)

[適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書](#)

[適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書](#)

[任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書](#)

[任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書](#)

郵送による登録申請手続

申請書等を郵送により提出される場合は、管轄地域の「インボイス登録センター」へ送付ください。

インボイス登録センターの管轄地域は以下のリンク先からご確認いただけます。

[郵送による提出先のご案内](#)

国税庁適格請求書発行事業者公表サイトについて

登録申請書を提出し、税務署における審査を経て、適格請求書発行事業者として登録された場合、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」（以下「公表サイト」といいます。）において、登録情報の公表が行われます。

公表サイトでは、取引先から受領した請求書等に記載されている番号が「登録番号」であるか、また、その記載された「登録番号」が取引時点において有効なものか（取消を受けたり、失効したりしていないか）を確認することができます。



なお、令和3年9月30日まで掲載していました「Web-API機能等の仕様書」につきましては、[公表サイト](#)でご確認いただけます。

おって、「適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針」、「適格請求書発行事業者公表サイトに関するよくある質問」につきましては、公表サイト、または、以下のリンク先からでもご確認いただけます。

[適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針 \(PDF/133KB\)](#)

[適格請求書発行事業者公表サイトに関するよくある質問 \(PDF/741KB\)](#)

[このページの先頭へ](#)

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 税目別情報 / 消費税

/ 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度） / 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度） / 申請手続

税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- 税の学習コーナー

刊行物等

- パンフレット・手引
- インターネット番組「Web-TAX-TV」
- 出版物
- 統計情報
- 点字広報誌「私たちの税金」

法令等

- 税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）
- 法令解釈通達
- その他法令解釈に関する情報
- 事務運営指針

- ・国税庁告示
- ・文書回答事例
- ・質疑応答事例

お知らせ

- ・トピックス一覧
- ・報道発表
- ・パブリックコメント
- ・調達情報・公売情報
- ・不審な電話や振り込め詐欺にご注意を
- ・その他のお知らせ

国税庁等について

- ・国税庁の概要
- ・組織（国税局・税務署・税務大学校等）
- ・採用情報
- ・国税庁の実績評価
- ・審議会・研究会等
- ・情報公開・個人情報の保護

利用者別情報

- ・個人の方
- ・法人の方
- ・源泉徴収義務者の方

国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 (法人番号7000012050002)

 所在地情報

[ご意見・ご要望](#) [関連リンク](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [利用規約・免責事項・著作権](#) [プライバシーポリシー](#)

